

# 世界一高い 供託金の廃止を!!

# 判決



選挙供託金違憲訴訟

5月24日(金) 15:00開廷

東京地方裁判所103号法廷

直接裁判所へお越しください。20分前に整理券配布の場合があります

地下鉄「霞ヶ関駅」A1番出口すぐ（丸ノ内線、日比谷線）

■入廷アピール 14:10~14:30

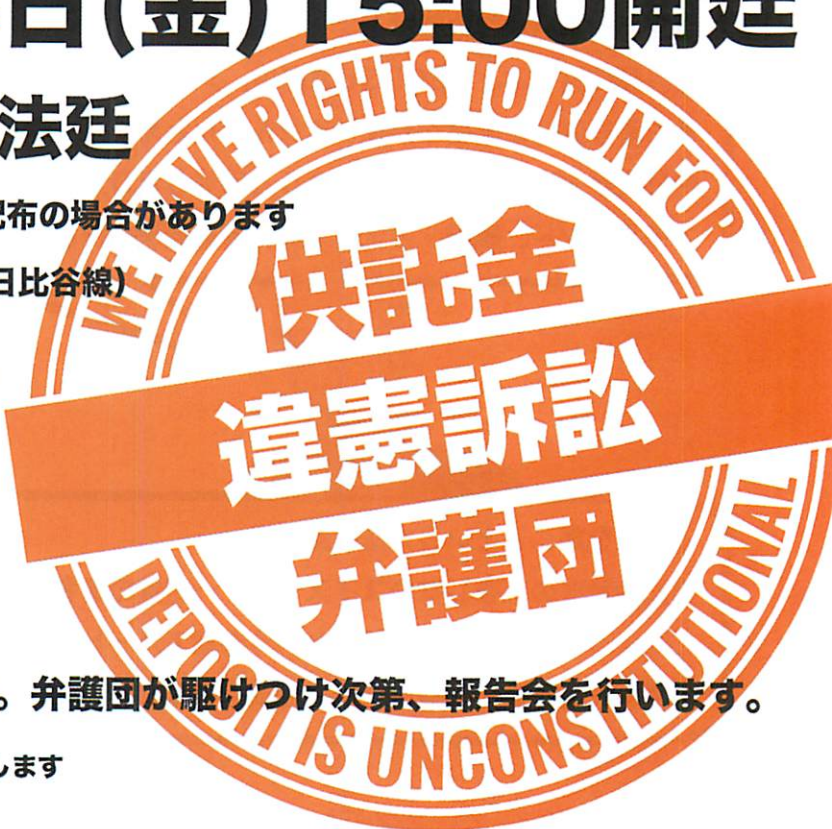
東京地裁前（霞ヶ関駅A1出口前）

■記者会見（裁判終了後・司法記者クラブ）

■報告会 裁判終了後

報告会会場にて記者会見をライブ配信予定。弁護団が駆けつけ次第、報告会を行います。

弁護士会館（予定）※スタッフがご案内します



【供託金違憲訴訟弁護団】

団 長 弁護士 宇都宮健児

（連絡先）事務局長 弁護士 鴨田 譲

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所

TEL048-862-0342 FAX048-866-0425

### ① 供託金制度は憲法違反！

国政選挙に立候補する場合、選挙区で300万円、比例区で600万円という多額の供託金の納付をしなければならないことが公職選挙法92条で定められています。さらに、一定の得票数に達しなければ供託金が没収されます（同法93条）。国民に立候補の自由を保障した憲法15条や国会議員の資格について、「財産又は収入によって差別してはならない」と定めた憲法44条に反するもので憲法違反の制度です。すでに韓国、カナダなど各国では、違憲判決が出されています。



### ② 誰が議員になるかは有権者が判断すればいい！

供託金制度の目的は、泡沫候補者を防ぐことや売名候補者を排除することにあるとされています。しかし、泡沫候補者かどうかは有権者が判断することであって、選挙を行う前に金銭で排除することではありません。また、供託金が立候補のハードルとならない財産状況の方もおり、そのような方にとっては、売名候補者を排除するという目的は無意味です。



### ③ 世界一高い供託金制度！

諸外国の例では、OECD35カ国中、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、ロシアなど23カ国でそもそも供託金制度が存在しません。たとえ供託金制度が存在する国であっても、イギリスなど10万円程度が大半です。日本の300万円や600万円という金額は、世界的に見て異例の高さなのです。アイルランド、韓国、カナダでは、違憲判決も出されています。



### ④ 署名を集めるという方法もある！

供託金制度の存在しないスイスでは、一定数の署名を提出することが立候補の条件となっています。このように、必ずしも供託金という財産でハードルを設けなくても、よりお金がかからない方法によって供託金制度と同様の目的を達成することも可能なのです。

**2016年5月27日の提訴から3年。  
裁判の経緯、弁護団の主張をご覧ください。**



＜供託金違憲訴訟を支える会＞ホームページ

訴状、意見書、支援情報も掲載しています。

<https://kyoutakukin.jimdo.com/>

